（様式４）

令和２年　　月　　日

国土交通省 大臣官房 技術調査課　殿

「新たな道路照明に関する技術公募」

承諾書

「新たな道路照明に関する技術公募」に参加するにあたり、別紙「新たな道路照明に関する技術公募に係る規約」について承諾します。

応募者：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

以上

別紙　新たな道路照明に関する技術公募に係る規約

|  |
| --- |
| （目的）第１条　本規約は、「新たな道路照明に関する技術公募」（以下、「本公募」という）の実施にあたり、必要とされる詳細事項を定める事により、実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。（相互協力）第２条　本公募に応募する者（以下、「応募者」という）は、本公募の実施にあたり、国土交通省国土交通省 大臣官房 技術調査課及びその委託を受け本公募にかかる事務を実施する者（以下、「事務局」という）と相互に協力するものとする。（公募の費用）第３条　本公募の実施にあたり、応募者が技術検証を実施する際に必要な機器類、PC 等の機器類、通信代、交通費、検証結果報告に必要な資料作成費等は、応募者が負担するものとする。（損害賠償等）第４条　本公募の実施にあたり、応募者の責により、第三者に損害が及んだときは、応募者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとする。（情報の提出・開示）第５条　本公募の実施にあたり、応募者は事務局及び事務局が選定する評価委員に対し、公募要領に基づき応募技術に関する情報等について提出・開示することを承諾するものとする。なお、事務局及び事務局が選定する評価委員は当該情報を本公募の目的のみに使用し、応募者の事前の承諾なく第三者に対して開示・提供しないものとする。（外部発表）第６条　本公募期間中及び本公募が終了した後において、事務局及び応募者が、本公募で得られた成果の全部又は一部を公表又は頒布使用するときは、事前に協議を行うものとする。（反社会的勢力の排除）第７条　応募者は、現在かつ将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないことを確約する。また、これに違反した場合は直ちに事務局に通知するものとする。（知的財産権）第８条　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。（公募参加の停止）第９条　応募者が自らの都合で、本公募への参加を停止する場合には、事務局と協議の上、当該公募の参加を停止できるものとする。（規約の変更）第１０条　本規約の内容を変更する必要が生じた場合には、別途応募者と事務局間で協議の上、変更することができるものとする。（その他）第１１条　本規約に定めの無い事項又は疑義が生じた事項については、その都度、応募者と事務局間で協議の上、定めるものとする。以上 |